

改正

令和 3 年 4 月 1 日要綱第27号

令和 4 年 4 月 1 日要綱第65号

岩国市川下地区生活道路整備要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川下地区内において、住民の理解と協力を得て、市街地環境の改善・整備を推進し、もって良好な住環境の確保及び防災機能の向上を図り、安心して安全な住みよいまちづくりに資することを目的として、地区内の幅員が狭い生活道路を対象に実施する拡幅整備（以下「拡幅整備」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(適用区域)

第 2 条 この要綱の適用を受ける区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第20条第 1 項の規定により告示された岩国都市計画地区計画川下地区地区計画の区域とする。

(用語の定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 整備対象道路 次のいずれかに該当し、原則として、境界が確定している道路をいう。
 - ア 道路法（昭和27年法律第180号）第 8 条第 1 項に規定する市道及び市が所有する道路法が適用されない道路
 - イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 2 項の規定により特定行政庁が指定した道路
 - ウ その他市長が必要と認める道路
- (2) 後退用地 整備対象道路の中心線からの幅員が2.1メートル以上の道路整備に必要な土地をいう。ただし、整備対象道路がその中心線から幅員2.1メートル未満で崖地、川、線路敷地その他これに類するもの（以下「崖地等」という。）に沿う場合にあっては、当該崖地等と整備対象道路との境界線から整備対象道路側に道路の幅員が4.2メートル以上の道路整備に必要な土地をいう。
- (3) 隅切り用地 後退用地の敷地側の境界線と整備対象道路と交わる道路の敷地側の境界線が交わる箇所の角地を挟む 2 辺を含む三角形に囲まれた土地をいう。
- (4) 建築主 建築基準法第 2 条第16号に規定する建築主で、整備対象道路に接する敷地において建築物を建築しようとするものをいう。
- (5) 関係権利者 後退用地及び隅切り用地の所有権、地上権、賃借権等の権利を有する者をいう。
- (6) 支障物件 整備対象道路において、道路用地として提供される後退用地又は隅切り用地内に存する家屋、車庫、倉庫、塀、門、植栽その他これらに類するもので、整備対象道路の拡幅整備に支障となるものをいう。ただし、第 6 条から第 8 条までの規定

に基づく拡幅整備にあつては、家屋、車庫、倉庫その他これらに類するもの及びこれらに付随するものは、市長が特に必要と認めた場合を除き、支障物件に含めないものとする。

(拡幅整備の要件等)

第4条 市長は、次の表の左欄に掲げる整備対象道路が同表の中欄に定める要件を満たすときは、当該要件の区分に応じ、それぞれ同表の右欄の拡幅整備を実施することができる。

整備対象道路	要件	拡幅整備
幅員が6メートル未満の前条第1号ア又はイに該当する道路	起点又は終点の一方が幅員4メートル以上の道路と接続し、もう一方が幅員1.8メートル以上の道路と接続しているものの交差点間で、関係権利者の合意があり、かつ、拡幅整備をすることが適当であると認めるとき。	路線合意型拡幅整備
幅員が1.8メートル以上4メートル未満の前条第1号アに該当する道路及び同号イに該当する道路	他の道路と2箇所以上で接続しているものの交差点間で、建築主及び関係権利者の合意があり、拡幅整備をすることが適当であると認めるとき。	個別対応一体型拡幅整備
	建築主及び関係権利者の求めにより、一敷地で拡幅整備をすることが適当であると認めるとき。	個別対応一敷地型拡幅整備
	交差点の角地の建築主及び関係権利者の求めにより、当該角地に係る後退用地及び隅切り用地の拡幅整備をすることが適当であると認めるとき。	個別対応角地型拡幅整備

2 市長は、前条第1号ウに該当する道路においては、前項の表の中欄に定める要件にかかわらず、同表の右欄に掲げるいずれの拡幅整備も実施することができる。

(路線合意型拡幅整備)

第5条 路線合意型拡幅整備は、幅員が4.2メートル以上6メートル以下の範囲となるよう実施するものとする。

2 市長は、第10条の同意書に基づき、必要に応じて法第12条の5第7項第1号に規定する地区施設の配置及び規模を定めることができる。

(個別対応一体型拡幅整備)

第6条 個別対応一体型拡幅整備は、中心線からの幅員が2.1メートル以上3メートル以下の範囲となるよう実施するものとする。

2 市長は、第10条の同意書に基づき、必要に応じて法第12条の5第7項第2号に規定する壁面後退に関する事項を定めることができる。

(個別対応一敷地型拡幅整備)

第7条 個別対応一敷地型拡幅整備は、中心線からの幅員が2.1メートルとなるよう実施するものとする。

(個別対応角地型拡幅整備)

第8条 個別対応角地型拡幅整備は、中心線からの幅員が2.1メートルとなるよう実施する

ものとする。

2 隅切り用地の範囲は、拡幅整備の内容を確認し、その都度定めるものとする。

(事前協議)

第9条 建築主又は関係権利者は、第4条から前条までの規定による拡幅整備の実施を要望するときは、次条の規定による申請前に、事前協議書(様式第1号)に、位置図を添付して正副2部を市長に提出し、整備対象道路の拡幅整備に必要な事項について、事前協議を行うものとする。

2 前項に規定する事前協議は、次に掲げる事項のうち必要と認めるものについて行うものとする。

- (1) 拡幅整備を行う道路の起点及び終点に関する事項
- (2) 拡幅整備を行う道路の幅員に関する事項
- (3) 拡幅整備を行う道路の中心線及び後退線に関する事項
- (4) 拡幅整備を行う隅切りの寸法に関する事項
- (5) 権原に関する事項
- (6) 支障物件の除却、移設等及び工事に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、拡幅整備に必要な事項

(申請手続)

第10条 建築主及び関係権利者は、前条に規定する事前協議完了後、川下地区道路用地提供申請書(様式第2号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 同意書(様式第3号。建築主及び関係権利者が複数いる場合は、建築主ごと及び関係権利者ごとに作成するものとする。)
- (2) 位置図
- (3) 土地の全部事項証明書及び公図の写し(法務局が交付したもの)
- (4) 後退用地等の写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(審査)

第11条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請書等について審査を行うものとする。この場合において、当該申請が不適当なものであると市長が認めたときは、これを却下するものとする。

(手続の委任)

第12条 この要綱に規定する申請書類等を建築主及び関係権利者以外の者が提出するときは、この要綱に基づく手続等について委任する旨を記した委任状(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(測量及び登記等の手続)

第13条 市長は、申請書に基づき土地所有者から市に後退用地が提供される場合は、当該用地の範囲を確定するための測量及び分筆並びに所有権移転登記のために必要となる手続を行うものとする。

(用地の区域の明示)

第14条 市長は、前条の規定による測量により提供される用地の区域が確定したときは、

当該区域を明示する後退杭等を設置するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による後退杭等の設置に先立ち、第6条から第8条までの規定による拡幅整備にあつては、整備対象道路の中心線等を確定し、標示するものとする。

(支障物件の除却、移設等)

第15条 建築主及び関係権利者は、市長が第4条から第8条までの規定に基づき拡幅整備を実施する前に、後退用地に存する支障物件の除却、移設等を行うものとする。

(拡幅整備に係る補償)

第16条 この要綱に基づく拡幅整備に係る補償は、公共用地の取得に伴う損失補償基準に基づき行うものとする。

- 2 建築主及び関係権利者は、第9条の規定による事前協議及び第10条の規定による申請手続の後において、土地の形質変更又は工作物の新築、改築、増築、大修繕若しくは物件の附加増置を行ったときは、これらに関する損失補償を請求することができないものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月21日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日要綱第27号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の岩国市川下地区生活道路整備要綱(以下「改正前の要綱」という。)第9条の規定によりされた申請は、この要綱による改正後の岩国市川下地区生活道路整備要綱第9条の規定によりされた申請とみなす。
- 3 この要綱の施行の際改正前の要綱による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和4年4月1日要綱第65号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。